

平成 28 年度

北海道農業土木工事
調査測量設計業務共通仕様書
の訂正（第 1 回）

第 1 編 測量業務共通仕様書

第 4 章 用地測量

正 誤 表 (第 1 回)

正	誤	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 章 用地測量</p> <p>4-1 通 則</p> <p>4-1-1 測量の目的 【省略】</p> <p>4-4 測量作業</p> <p>4-4-1 公共用地管理者との打合せ 【省略】</p> <p>4-4-4 復元測量 復元測量は、作業規程第440条及び第441条によるものとする。 【省略】</p> <p>4-4-6 境界測量</p> <p>1 用地測量の基準点測量 【省略】</p> <p>2 補助基準点の設置 (1) 補助基準点の設置は、作業規程第445条ただし書きによるものとする。 (2) 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、業務担当員の指示により、4級基準点以上の基準点から設置できるものとし、設置の方法は、作業規程第445条第3項によるものとする。</p> <p>3 境界測量 (1) 4-4-5で確認した各境界点の測量を行うときは、基準点からの放射法によるものとする。 (2) 観測及び測定の方法は、作業規程第445条によるものとする。 【省略】</p> <p>4-4-7 用地境界仮杭の設置</p> <p>1 受託者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。 (1) 用地境界仮杭の設置位置は原則次の各号のとおりとするものとし、これによりがたい場合は、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。 【省略】</p> <p>(4) 設置方法は、作業規程第447条によるものとする。 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 用地測量</p> <p>4-1 通 則</p> <p>4-1-1 測量の目的 【省略】</p> <p>4-4 測量作業</p> <p>4-4-1 公共用地管理者との打合せ 【省略】</p> <p>4-4-4 復元測量 復元測量は、作業規程第400条及び第401条によるものとする。 【省略】</p> <p>4-4-6 境界測量</p> <p>1 用地測量の基準点測量 【省略】</p> <p>2 補助基準点の設置 (1) 補助基準点の設置は、作業規程第405条ただし書きによるものとする。 (2) 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、業務担当員の指示により、4級基準点以上の基準点から設置できるものとし、設置の方法は、作業規程第405条第3項によるものとする。</p> <p>3 境界測量 (1) 4-4-5で確認した各境界点の測量を行うときは、基準点からの放射法によるものとする。 (2) 観測及び測定の方法は、作業規程第405条によるものとする。 【省略】</p> <p>4-4-7 用地境界仮杭の設置</p> <p>1 受託者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。 (1) 用地境界仮杭の設置位置は原則次の各号のとおりとするものとし、これによりがたい場合は、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。 【省略】</p> <p>(4) 設置方法は、作業規程第407条によるものとする。 【省略】</p>	<p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p>

正 誤 表 (第 1 回)

正	誤	備 考
<p>4-4-8 用地境界杭の設置</p> <p>1 受託者は、4-4-7により設置した用地境界仮杭のうち業務担当員の指示により必要とされる点について用地境界杭を設置換えするものとする。</p> <p>2 用地境界杭の規格は、用地測量杭等形状（仕様書第1編第4章様式-4）によるものとする。</p> <p>3 設置の方法は作業規程第448条の解説と運用によるものとし、中心点が偏心しないように埋設するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>4-4-9 境界点間測量</p> <p>1 受託者は、4-4-6境界測量、4-4-7用地境界仮杭の設置、4-4-8用地境界杭の設置のそれぞれの業務が終了したときは隣接する境界点間の距離を全辺について測定して精度を確認し、精度管理表に取りまとめるものとする。ただし、用地境界仮杭の設置と用地境界杭の設置を同時期（一発注業務内）に行う場合は、用地境界杭の設置後に行うものとする。</p> <p>2 測定方法は作業規程第450条によるものとする。</p> <p>4-7 用地境界杭の単独埋設</p> <p>4-7-1 用地境界杭埋設に対する立会</p> <p>【省略】</p> <p>4-7-2 用地境界杭の単独埋設に伴う境界点間測量</p> <p>1 受託者は、用地境界杭を埋設した場合は、新たに設置した用地境界杭の全点間について境界点間測量を行うものとする。</p> <p>2 測定方法は作業規程第450条によるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>4-4-8 用地境界杭の設置</p> <p>1 受託者は、4-4-7により設置した用地境界仮杭のうち業務担当員の指示により必要とされる点について用地境界杭を設置換えするものとする。</p> <p>2 用地境界杭の規格は、用地測量杭等形状（仕様書第1編第4章様式-4）によるものとする。</p> <p>3 設置の方法は作業規程第408条の解説と運用によるものとし、中心点が偏心しないように埋設するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>4-4-9 境界点間測量</p> <p>1 受託者は、4-4-6境界測量、4-4-7用地境界仮杭の設置、4-4-8用地境界杭の設置のそれぞれの業務が終了したときは隣接する境界点間の距離を全辺について測定して精度を確認し、精度管理表に取りまとめるものとする。ただし、用地境界仮杭の設置と用地境界杭の設置を同時期（一発注業務内）に行う場合は、用地境界杭の設置後に行うものとする。</p> <p>2 測定方法は作業規程第410条によるものとする。</p> <p>4-7 用地境界杭の単独埋設</p> <p>4-7-1 用地境界杭埋設に対する立会</p> <p>【省略】</p> <p>4-7-2 用地境界杭の単独埋設に伴う境界点間測量</p> <p>1 受託者は、用地境界杭を埋設した場合は、新たに設置した用地境界杭の全点間について境界点間測量を行うものとする。</p> <p>2 測定方法は作業規程第410条によるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p>